表三　非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	F_c	F_t	F_b
			幅方向の数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
（略）			

表四　同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひき板の積層数	強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		F_c	F_t	F_b（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表二十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
（略）				

この表において、強度等級は、集成材規格第一部表二十七（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十三）に規定する強度等級を表すものとする。

表三　非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	F_c	F_t	F_b
			幅方向の数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
（略）			

表四　同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

ひき板の積層数	強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		F_c	F_t	F_b（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表二十六（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十三）の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）
（略）				

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表二十五（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十一）に規定する強度等級を表すものとする。